

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県花巻市

2. 構造改革特別区域の名称

花巻クラフトワイン・シードル特区

3. 構造改革特別区域の範囲

花巻市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本市は岩手県のほぼ中央に位置し、総面積は 908.39 平方キロメートル。西に奥羽山脈、東には北上高地の山並みが連なる肥沃な北上平野に位置し、季節ごとに変化に富んだ自然風景が広がる美しいまちである。

市の中央を流れる北上川をはじめ、それに注ぎ込む澄んだ河川が、私たちに水辺の恵みをもたらし、奥羽山脈に源を発する葛丸川溪流では、奇岩や滝などの渓谷美と釣りや紅葉、森林浴を楽しむことができる。氷柱の太さでその年の米の作柄を占う「たろし滝」は、厳冬の風物詩となっているほか、周囲が 45 キロ平方メートルにもおよぶ人造湖、田瀬湖周辺は、ヨットやカヌーを楽しめるヨットハーバーやキャンプ場、釣り公園などが整備され、大自然を肌で感じることができる。

(2) 気候

気象条件は、北上川を挟んだ低地帯の東部では内陸型盆地気象が強く、特に夏場における昼夜の温度差が大きく、冬期は比較的温暖で積雪量が少ない。一方、西部の奥羽山麓は寒冷多雪の気候に支配され、12 月から 3 月まで積雪があるが、奥羽山麓にさえぎられるため、日本海側よりは少ない積雪となっている。

(3) 人口

人口は約 9 万 9 千人を擁しており、県内では盛岡市、一関市、奥州市に次ぐ県内で人口が多い市であるが、平成 12 年の約 10 万 7 千人をピークに人口は減少傾向にあり、年齢 3 区分別の推移では、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対して、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業

平成 22 年国勢調査によると、15 歳以上の就業者の産業別構成比は、第 1 次産業が 13.1%、第 2 産業が 26.0%、第 3 次産業が 58.6%となっている。全産業のうち最も多いのは製造業 18.6%、次いで農業 12.8%である。

<農業>

農業は、稲作を中心に、野菜、果樹、花卉栽培が行われ、県内最大の農業地帯になっている。果樹については、ぶどう、りんご、西洋梨の生産が盛んで、県内有数の生産量を誇っている。

農作物についても年間を通じてなんらかの収穫があるというのが特徴となっている。

個人農家にも開放された「母ちゃんハウスだあすこ」は、産地間交流を行う他 JA の特産物も販売しており、地元のおばあちゃんやお母さん自慢の手作り和菓子洋菓子、お惣菜やお弁当も並び、地域の食材を中心に使った季節感豊かなメニューが好評の食堂もある東北地域でも有名な先進的な取り組みを行っている。

また、岩手県内ではいち早く（昭和 20 年代から）ぶどう栽培が行われていた地域であり、市内のワイナリーが製造するワインは、国内外のコンクールで 11 年連続入賞するなど、花巻市は日本ワインのメッカの一つとして知られている。若手農家の取り組みも活発である。農水省が推進する 4 H クラブについては花巻にもその活動母体があり、これを市として地域の旅館とマッチングし、多くの具体的な取り組みと成果を生んでおり、実例として、早朝に取れた野菜を旅館の朝ごはんとして提供する「朝ごはんプロジェクト」が、若手農家と若手旅館経営者で実施されるなど、新しい農業強化策を実施しているところである。

<工業>

工業は事業者数の 4 分の 3 が従業員数 30 人未満の中小企業が多いことが特徴的である。このため市では、新規企業・新分野への進出・研究開発をめざす企業をサポートする「花巻市起業化支援センター」を平成 7 年（1996）に開設し、「花巻地域における工業施策の中核施設」としての位置づけのもと、経済・生産環境に応じた支援施策を展開している。

<観光>

観光では、花巻は年間 250 万人以上の観光客が訪れる観光立市である。入込客数の 4 割にあたる約 100 万人が市内で宿泊しており、宿泊者数で県都である

盛岡市と肩を並べている。市街地北西部の奥羽山脈の麓にある花巻温泉郷には、歴代藩主の湯治場として近世からにぎわいをみせていた台温泉、志戸平温泉、大沢温泉、鉛温泉など 12 の温泉がある。その他、花巻で生まれ花巻農業高校で教鞭を執っていた宮沢賢治にちなんだ観光資源にも恵まれているが、近年観光客の入込数は伸び悩み傾向にある。

(5) 地域づくり

平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間を期間とする「花巻市まちづくり総合計画」を策定し、「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く 笑顔の花咲く温か都市 イーハトーブはなまき」を都市像に掲げ、豊かな自然を大切にし、誰もが笑顔で、健康に暮らせる温かい地域社会を、市民の幅広い参画により実現することを目指している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

少子高齢化が進行し、人口減少が始まっている中で、本市の農家や農業従事者の減少及び高齢者の割合が上昇するなど、担い手不足が懸念されている。例えば、ぶどう栽培では、日本百名山・早池峰山の懷に抱かれた大迫地区において、その気候風土を生かしたぶどう栽培が盛んであり「ぶどうとワインの里」として知られているが、担い手不足や高齢化などにより、この 5 年間で 30 戸もぶどう農家が減少。畑の荒廃も問題になっている。

こうした課題を解決するため、地元ワイナリーでは、大学の農学部等にぶどう栽培を手伝ってもらう仕組みを作ったり、ワインファンと地域をつなげる「ぶどう生産者と共にワインを楽しむタベ」を開催したりと、「外から人を呼ぶしかけづくり」に取り組んでいる。また、ぶどう生産者や地元ワイナリー、JA、商工会議所、花巻市などからなる「ぶどう産業振興協議会」では、技術の継承やぶどう活用の 6 次産業化が議論されている。さらに、4 Hクラブなど若手農業者からは、ぶどうのみならず、りんごや西洋梨といった市の特産物を使ったワイン、シードル、リキュールづくりを行おうとする機運も高まっている。

本市の農業に関する概況は、経営耕地面積の大規模化が進みつつ、個人農家に対しても、販路支援を展開しているところであるが、個人農家における兼業先となることが多い製造業分野は縮小傾向にあり、農家単体として、6 次化を推進することによって稼ぐ力を強化していく必要がある。

こうしたことから、小規模酒類製造や販売について、官民協働による体制づくりにより、移住定住とも連動させ、移住定住、就農、稼ぐ力の強化を推進する必要がある。その基盤環境の整備を構造改革特別区域の特例措置により行う

ものである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

市内の大迫地区では、ぶどう生産とワイン造りが盛んであり、国内有数のワイナリーを擁しているが、ぶどう生産農家の高齢化により、農地の荒廃と新たな担い手の不足という問題が顕在化してきている。

特例措置の活用により、地域の特産物として指定された農産物を用いた果実酒やリキュールの製造が小規模な施設でも可能になり、農業者等による果実酒製造への新規参入、果実の高付加価値化が図られる。また、移住定住事業とも連動させることにより、移住定住、就農、稼ぐ力を併行して強化、その基盤環境の整備が図られる。更には「ぶどうとワインの里」における新たな果実酒やリキュールのブランド化により、域外からの移住を含めた新たな担い手の確保も期待できることから、特例措置の活用は、地域の課題解決に大きな意義がある。

6. 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域の農家、農家民宿及び農園レストランの事業者による酒類の製造や地域の特産物を原料とした酒類の製造などが可能となるほか、国内外のワインコンクールにおいて多数の入賞歴を持つワイナリーを擁する本市において、新しい小規模のワイナリーを創出し、これをコアとした移住（古民家活用）、しごと作り、そしてぶどう栽培の担い手確保を一体的に実行していく。また、これまで取り組んできた農業体験だけでなく、今後強化していくワイン造り体験などの観光アクティビティ事業との相乗効果により、骨太の取り組みを行っていくことが可能となる。

本特区を活用した新たな施策を展開し、本市全体の地域の活性化を図ることを目標とするものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新しい酒類の製造、提供、販売及びブランド化による知名度アップ

新たなワイン、シードル、リキュールの製造、提供、販売及びブランド化による地域の取組をマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、市と商品の知名度アップにつながる。

(2) 新規就農者の拡大と地域農業の再生

技術指導や初期コスト補助等の新規就農者支援策と、空き家バンク等の移住

定住策の一体的な取り組みにより、新規就農者が拡大する。これによって、果実酒・リキュールの原料となる農作物の生産量が維持され、農地の荒廃に抑制がかかるなど、地域農業の再生につながる。

(3) 移住者及び古民家の活用の拡大

小規模ワイナリー事業者への支援と古民家とのマッチング、ぶどう栽培事業者や地域コミュニティとのマッチングなどを一体的・一元的に実施することで、移住者による新しい視点の地域酒類を創出するとともに、そういった実績の積み上げにより、移住定住の拡大が図られる。

(4) 関連アクティビティの推進による交流人口の拡大

本市の観光資源や豊かな自然、そして観光アクティビティ事業などを活用し、ぶどう栽培、ワイン醸造、食のイベントなどを体験型事業（六次化産業）として展開し、観光等と一体となった受入態勢を整備し、今回の特区をコアに、従来から有名な花巻のワインに加え、新たな地域の果実酒と関連するアクティビティを加えることにより、その地でしか体験できない価値が創出されることで新たな交流人口の拡大が図られる。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特定酒類製造事業者数	-	1 件	2 件
特産酒類製造事業者数	-	1 件	2 件
特産酒類（果実酒及びリキュール）製造量	-	2kl	5kl

8. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

花巻市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、自ら生産した果実又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

全体としては、小規模農業、小規模酒類製造、小売りについて官民協働による体制により、移住定住、就農、稼ぐ力の強化をしっかりと行っていく。

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として果実酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であるとする。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー、梅又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

花巻市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー、梅又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

全体としては、小規模農業、小規模酒類製造、小売りについて官民協働による体制により、移住定住、就農、稼ぐ力の強化をしっかりと行っていく。

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物(ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー、梅又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6

キロリットル)が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、農業者の経営多角化、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域活性化と産業の持続性が確保される。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法に違反しないよう、指導及び支援を行う。